

岩手県告示第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年7月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 釜石市鵜住居町第21地割25の48、箱崎町第9地割25の6
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅